

Domestic

DV

Violence

# 被害者と 子どもの安全のために

## DV被害者支援ハンドブック

発行 ● 栃木県県民生活部 青少年男女共同参画課 (平成24年12月)

制作 ● 認定特定非営利活動法人ウイメンズハウスとちぎ

栃 木 県

R100

古紙パルプ配合率100%再生紙を使用  
Utilizing 100% post-consumer  
recycled paper pulp

## DVとは

はじめに .....	1
DVとは .....	2
被害者の実態 .....	4
被害者はなぜ暴力を受け続けるのか .....	6
加害者はなぜ暴力をふるうのか .....	8
DVが被害者や子どもに与える影響 .....	9

## DVから被害者を守るために

DV被害の相談と発見 .....	10
二次被害の防止 .....	11
DV防止法 .....	12
保護命令の申立て .....	13
被害者の支援のために .....	14
相談の流れ .....	16
関係機関一覧 .....	17

## はじめに

DV(ドメスティック・バイオレンス)は、犯罪をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず長い間、社会問題化されることがありませんでした。国際的な女性への暴力撤廃の流れと国内の女性たちの運動が実を結び、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、DV防止法)が成立しました。これによって多くのDV被害者が救われましたが、同時にDV被害の深刻さが明らかになりました。これを受けてDV防止法の二度の改正がおこなわれ、被害者の家族の安全も守られるようになりました。

また、昨今では結婚していない男女間でもDV(デートDV)があり、新たな対応が求められています。

男女共同参画社会の実現を目指す現代社会において、DVの根絶は喫緊の課題として取り組みが進んでいます。しかし、まだ一般にはDVは夫婦間のトラブルととらえられる傾向にあり、DV被害の真の理解は進んでいません。地域社会でDV防止の有効な支援がなされなくては、安心して安全な社会を築くことはできません。

DVについて正しく理解し支援するために、この冊子が役立つことを願っています。

## DVとは

一般的に、DVとは配偶者や恋人などの親密な関係の中で起きる暴力をいいます。

暴力には身体的な暴力、精神的な暴力、経済的な暴力、性的な暴力などさまざまな形の暴力があります。身体的な暴力は被害者の苦しさを容易に理解できますが、精神的な暴力は周囲の人にわかってもらえないだけでなく、被害当事者自身もそれを暴力と認識していないことがあります。そのような暴力は長い期間に積み重ねられ、自覚したときはさまざまなストレス症状を呈す重篤な被害となっていることもあります。

### 身体的な暴力

- なぐる
- ける
- つねる
- 髪を引き回す
- 突き倒す
- 刃物を突きつける
- 外に締め出す
- 噛みつく
- やけどをさせる
- 首を絞める

### 経済的な暴力

- 生活費を渡さない
- お金の用途を厳しくチェックする
- 自分のことにだけお金を使う
- 相手の収入や貯金を勝手に使う
- 働きたいのに働かせない
- 仕事をやめさせる
- 借金をさせる
- キャッシュカードを取り上げる
- 収入や財産について何も教えない
- ギャンブルで浪費する

### 精神的な暴力

- 能無し、役立たずなどの暴言
- 怒鳴る
- おどす
- 人前で恥をかかせる
- 大切にしているものを壊す
- 言うとおりにしないと不機嫌になる
- 召使や奴隷のように扱う
- 乱暴な運転をして怖がらせる
- 携帯電話のメールをチェックする
- 出ていけ、離婚するとおどす
- 別れるなら死んでやると言う
- 殺すと言う
- 責め続け寝かせない

### 性的な暴力

- 体についてけなす
- 見たくないポルノを見せる
- 避妊に協力しない
- 望まない性的行為を強要する
- 妊娠中絶を強要する
- 無理やりセックスをする
- 性的な写真を撮る
- 所有物のように扱う
- 相手とのセックスについて他人に話す
- 性的な部分を傷つける
- セックスできないなら女(男)として価値がないと言う
- 異常な行為をさせる

### 子どもを巻き込んだ暴力

- 子どもを虐待する
- 子どもの見ているところで暴力をふるう
- 子どもに相手の悪口を吹き込む
- 子どもを取り上げるとおどす
- 子どもをあやつって相手と対立させようとする
- 子どもに非難や中傷をさせる

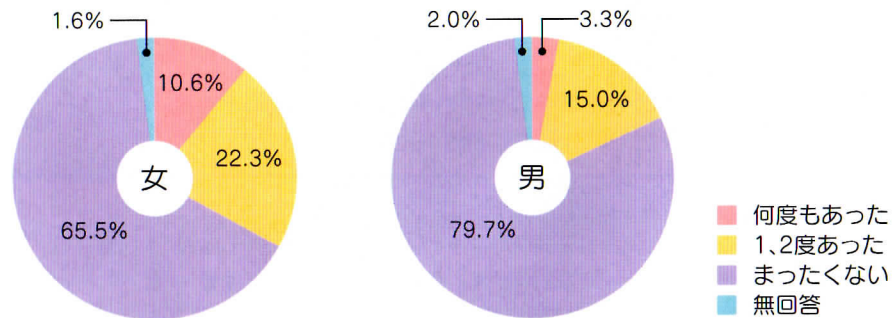
### 社会的な暴力

- 講演会などに参加し意識を高めようとする、邪魔をする
- 電話や郵便物をチェックする
- 読むものや見るものを制限したり禁止したりする
- 相手が外出すると、どこにいるのかと頻りに電話をする
- 実家や親せきとのつきあいを制限する
- 友だちとつきあわせない
- 何をするにも許可を取らせる
- 集会などに行くことを妨害する
- 携帯電話やパソコンなどを使わせない

## 被害者の実態

DVの加害者は誰も見ていないところで暴力をふるうため、DVの被害は外から見えにくいものです。また、多くの被害者がDVを受けていることを恥ずかしいと思い隠しているため、一般の人にはDVの多さは知られていません。

### 配偶者からの被害経験

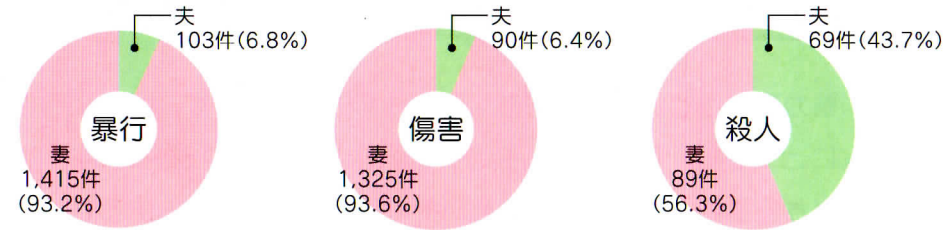


「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを受けたことがある

データ出典:内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成24年4月)  
[http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/h24\\_boryoku\\_cyousa.html](http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/h24_boryoku_cyousa.html)

「1、2度しか暴力を受けていない」という被害者であっても、暴力を受けないようにいつも気を遣いながら暮らしているかも知れません。そのような不平等な夫婦関係もあるということがいえるでしょう。

### 配偶者間の暴行・傷害・殺人

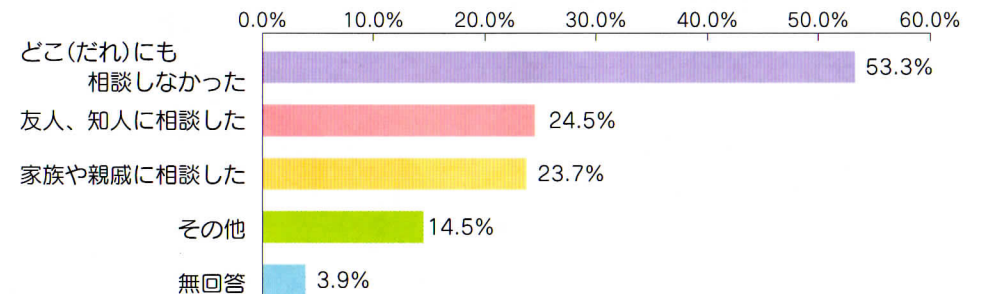


データ出典:平成23年 警察庁データ

暴行、傷害の被害者はほとんど女性ですが、殺人の被害者では男性の被害者も半数近くいます。最近では女性がDVを受け続けた末に、相手を殺害してしまうなどの悲惨な事件が報道されています。

### 配偶者からの被害の相談先

多くの人がどこにも相談していません。

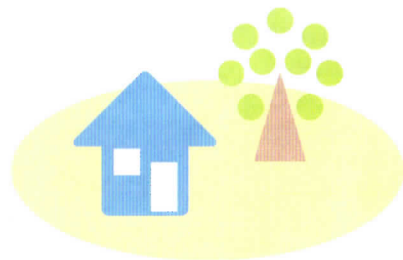


データ出典:平成24年内閣府「男女間における暴力に関する調査」

## 被害者はなぜ暴力を受け続けるのか

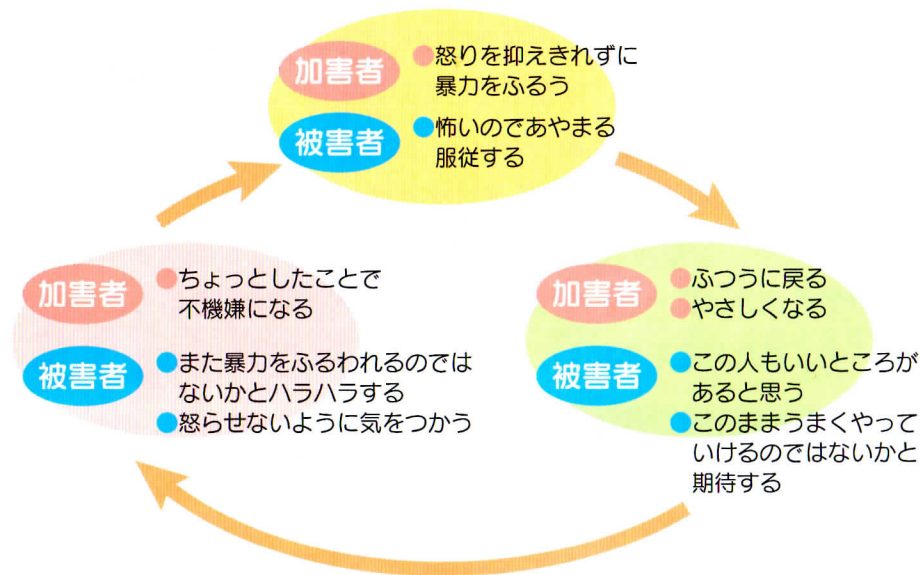
暴力を受けていても加害者から離れるのは困難です。どのような人にとっても、それまでの生活への愛着やしがらみがあります。加害者から離れることで生活や経済的な基盤を失う不安もあるでしょう。どんな親であっても両親がそろっていないといけないという考えや離婚に対する抵抗感も暴力から逃れるときのハードルになっています。仕事や能力に尊敬できる場所もあったり、自分がついていなければダメな人だと同情を感じたり、その関係性は複雑です。「暴力さえふるわなければいいのに」と悩んでいる相談者は多いのです。さらに深刻なDVでは相手に怯え、別れることを口に出せないで生活している被害者もいます。

相談者がひどい暴力を受けているのに、逃げないのはなぜだろうと疑問が湧くこともあるでしょう。加害者は暴力をふるっているだけではありません。暴力をふるわないときはやさしい態度を示すことがあるのです。そのような被害者と加害者の関係を表したのが「バイオレンスのサイクルの図」です。



## 暴力のサイクルの図

下の図はアメリカの精神科医レノア・ウォーカーのバイオレンスのサイクル説を基に作成したものです。すべての暴力がこのようなサイクルで起きているわけではありませんが、加害者の暴力は繰り返されます。加害者は暴力をふるうだけではなく、やさしい時もあるので被害者は相手が変わってくれることを期待してしまいます。暴力とやさしさが繰り返されるため、混乱し疲弊してしまうことがあります。被害者が暴力がどのように繰り返されているのか気づくのに役立つ図です。



## Column

約10人に1人は交際相手から被害を受けたことがある

※ 10代・20代の頃に交際相手が出た人  
平成24年 内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

## デートDVとは

交際相手など親密な関係で起きる暴力を「デートDV」といいます。二人の間で起きていることは配偶者間の暴力と同じです。特徴は恋人の関係であることから嫉妬で相手を束縛することや、相手の望むことを受け入れることが愛情と思い違いをしやすいことです。相手を尊重することや自分を大切にすると人権意識がなければ、容易にデートDVの加害者になったり被害者になったりします。

## 加害者はなぜ暴力をふるうのか

被害者は暴力の原因を「私が～したから」あるいは「彼にストレスがたまっていたから」と思っていることがあります。しかし、DVの本質は「**自分の持っている身体的な力や経済的な力を使って相手を自分の思い通りにする行為**」です。

DVの加害者は、多くの場合被害者が自分の意見に逆らったり、被害者の行動が気に入らなかつたりすると腕力や経済的な力で屈服させようとします。被害者はその暴力的な言動を恐れて言いなりになってしまいます。暴力で相手を支配しようとする加害者の行為がDVの原因なのです。加害者は被害者が「暴力をふるわせるようなことをしたから」と暴力の責任を転嫁しますが、どんな理由があっても暴力は認められません。妻や子どもに暴力をふるうことが許されてきた社会通念がまだ残っているといえるでしょう。

### DV加害者に注意

加害者というと暴力的な様相をしている人を想像してしまいがちですが、DV加害者はいたって普通の人です。そのために夫が「妻と子どもがいなくなって心配している」「妻と話したい」と困っているようすを見せると、同情してしまうことがあります。また、妻の言い分だけで支援しているけれど間違っているのではないかと思うこともあるでしょう。夫は「出ていけ」と暴力をふるっていても妻がいなくなると警察に捜索願をだしたり、知り合いのところを探し始めます。支援者のところにも「妻が精神的におかしくなっている」「妻が離婚したいなら応じたいので話し合いたい」「緊急に入院しなければならない事態になっているが、妻に連絡が取れない」「会社の印鑑を妻が持っているので連絡を取りたい」などと言って妻の居場所を探ろうとします。支援者の協力を取り付けようと、誠実そうな態度を示すので支援者が加害者と被害者の調整をしてしまうことがあります。この結果、妻が危険にさらされてしまうことや解決を長引かせることがあります。支援者は被害者の立場に立ち、情報を漏らさないことが原則です。加害者は自分の思い通りにいかないと、その怒りを支援者に向けてくることがあります。支援者自身の安全のためにも支援していることを知られないことも大切です。

## DVが被害者や子どもに与える影響

DVは長い間、家庭内の問題として扱われてきました。そのため、多くの被害者が我慢を強いられていました。DVは人が安心して健康に暮らす権利を奪い、心身の不調をもたらします。DVが被害者に与える影響や子どもに与える心理的な影響が見逃せない問題になっています。特に精神的な影響は親密な関係で繰り返されるため、被害者を混乱させ、ストレスをためさせます。

### DVが被害者の心身に与える影響

けがやその後遺症、不眠、不安、抑うつ、無力感、複雑性PTSD<sup>\*</sup>（怒り、悪夢、パニック、自傷行為、孤立無援感、自罰感、人間不信、自尊心の低下、うつ状態、自殺企図、一過性の解離、絶望感、加害者を理想化、過剰なケア役割）

※複雑性PTSD(心的外傷後ストレス障害) 繰り返し強い恐怖や無力感を覚える経験をすることによってトラウマ(心の傷)を抱え、さまざまなストレス症状を呈する。長い間暴力を受け続けた女性や子どもに現れやすいストレス障害と言われている。

### 子どもの心身に与える影響

不安感、怖がり、悪夢、イライラ、学校生活への不適應、落ち着かない、自傷行為、自責感、いじめにあう、ペットなど弱いものをいじめる、免疫力の低下

子どもにDVを見せることは、心に深い傷を負わせ、さまざまな問題行動の原因になることがあります。

子どもたちは「自分が悪いからこんなことが起きている」と自罰感を持ちやすいと言われています。大人になっても「自尊心が持てない」「安定した人間関係が築きにくい」などの問題に悩む人もいます。

# DVから被害者を守るために

## DV被害の相談と発見

### DV被害の相談

#### ●思い込みを無くしましょう

DV加害者が社会的な地位が高かったり、学歴が高かったりすると相談している人の言葉を信じられないと思うことがあるかもしれません。疑ってかかると相談者が勇気を出して相談しようとしている気持ちをくじいてしまいます。

#### ●信じましょう

DVの相談を受けた時、DVの相談に慣れない人は「まさか、パートナーにそんなひどいことをする人がいるなんて」と疑ってしまうことがあります。

#### ●励ましましょう

多くの被害者が暴力を受けるのは自分のせいだと思っています。加害者からいつも責められているので自信をなくしています。こんな目にあうのは自分だけで、自分のことは誰にもわかってもらえないと思っています。「DVはあなたのせいではない。あなたは一人ではない」と励ましてください。

### DV被害の発見

●医療機関には守秘義務がありますが、DVの被害を発見したら当事者の意志を尊重しながら配偶者暴力相談支援センターまたは警察に通報することができます。DVを長い間受けていても、加害者を恐れ、逃げることをあきらめている被害者もいます。暴力をふるわれ、救急車で医療機関に運ばれても、加害者を恐れてDVのことを言い出せない人もいます。通報の努力や相談先の情報を提供することが被害者を危険から守ることになります。

●学校では、DVのある家族の影響で子どもたちがいろいろな形でサインを出すことがあります。また、子どもの急な転校問題の背景にDVからの避難などの事情が潜んでいることがあります。学校関係者が気がついたとき、被害者に相談の情報を伝えることが大切です。

## 二次被害の防止

加害者から暴力被害を受けた人が相談機関や相談した人によってさらに被害を受けることを二次被害といいます。二次被害は被害者を危険な目にあわせたり心に深い傷を与えてしまいます。

### 行政などの業務上の二次被害

- 適切な支援を怠る
- プライバシーに配慮をしない
- 必要な情報を教えない
- 誤った情報で被害者に迷惑をかける
- 職務上の誤った対応で被害者を危険な目にあわせる

### 被害者を取り巻く人からの二次被害

- 暴力の原因が被害者にあるという
- DVは自分で解決すべきだという
- 暴力から逃げないで我慢すべきだという
- どうして離婚しないのかと責める

被害者を苦しめているのは  
加害者だけではありません。

加害者の力を強めているのは、暴力に寛大な社会や加害者側に立つ人たちです。被害者への二次被害は加害者の力を強くします。

無関心な社会

加害者側に  
立つ人

加害者

被害者

## DV防止法

DVが顕在化し、被害者を守るためにさまざまな支援の政策が進んでいます。大きな柱はDV防止法と呼ばれている「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」です。

直接的に被害者を守るのは「保護命令」です。加害者が被害者に接近しないようにする接近禁止命令などがあります。

### 参照

【内閣府HP】配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）  
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/law/index2.html>

## 保護命令とは

DV防止法により被害者の安全を守るために定められたものです。

加害者の暴力により家を出て、加害者につきまとわれ再び暴力を受ける危険がある場合、裁判所に加害者が近づかないよう接近禁止命令を出してもらうことができます。

**接近禁止命令**によって6か月間の間、加害者は被害者の居所や勤め先などに近づくことはできません。加害者には違反した場合1年以下の懲役か100万円以下の罰金が科せられます。また、加害者が子どもや親族に近づくことによって危険が及ぶと思われる場合は子どもや親族にも接近を禁止する命令を出してもらうことができます。6か月を過ぎても危険性があると認められる場合は、再度の申し立てができます。

**退去命令**は裁判所から加害者に家を出るよう命令を出してもらうことです。この命令によって加害者は2か月間、家を出なくてはなりません。

**電話等禁止命令**は、電話やメールの禁止、面会要求の禁止などがあります。

### 参照

【裁判所HP】保護命令手続きについて  
[http://www.courts.go.jp/saiban/syurui\\_minzi/minzi\\_05/index.html](http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minzi/minzi_05/index.html)

## 保護命令の申立て

保護命令申立手続きについて説明します。

加害者を  
引き離してほしい

- 身体的暴力があった場合
- 生命または身体に対する脅迫があった場合

## 保護命令申立書の作成

配偶者からの暴力を受けた状況などのほか、配偶者暴力相談支援センターや警察に相談した事実等を記載。

（配偶者暴力相談支援センターや警察を利用していない場合は、公証人役場で認証を受けた書類を添付）

## 地方裁判所

※保護命令の対象になるケースかどうかは裁判所が判断

## 保護命令発令

※6か月を経過しても危険が予測される場合は、再度の申立てができる

命令に違反すれば、1年以下の懲役  
または100万円以下の罰金



## 被害者の支援のために

### 配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、相談や情報の提供を行う中心的な支援機関です。各県に1か所以上あり、市町でも配偶者暴力相談支援センターを設置しているところがあります。

### 被害者保護施設

#### 〈公的保護施設〉

緊急一時保護するための施設や自立支援のための長期保護施設があります(詳細は配偶者暴力相談支援センターなどへ)。また、公的保護施設が民間シェルターなどと委託契約を結び、保護の委託をする場合もあります。

#### 〈民間シェルター〉

民間団体が運営する保護施設です。相談から被害者の自立のためにさまざまな支援をします。

### 住民票の閲覧禁止

#### 〈住民基本台帳にかかわる支援措置〉

加害者に住居地を知られないために住民票や戸籍の附表の写しの交付制限を行うことができます。住民票を異動するときに届け出先の市町の住民課にDVやストーカーの被害者であることを申し出て、加害者に住民票を開示しない方法です。相談機関など、被害が認知された機関の証明のある申出書が必要です。(詳細は市町の住民課へ)

### 新しい保険証の取得および年金

- 被害者が加害者の被扶養者になっている場合でも、新しい保険に加入することができます。本来、扶養を外れてからの手続になりますが、加害者との関係事情もあることから被害者本人が社会保険事務所等で手続を行うことができます。一時保護所、配偶者暴力相談支援センターなどの公的機関のDV証明書または保護命令の決定通知書などを添え、旧保険からの離脱を申し出ます。その後、国民健康保険等の新しい保険に加入できます。
- 国民健康保険の被扶養者であった場合、住民票の異動がなくてもDVであることを明らかにして所定の手続きをすれば交付されます(詳細は異動先の市町窓口へ)。
- 年金は社会保険事務所または各市町の国民年金窓口で手続できます。

### 子どもの転校

DVで転校する場合、在籍校で転校の手続きをしなくても新しい居住地の学校に転校できます。加害者の追及を避けるため転出先の教育委員会に申請し、教育委員会間で転校の資料のやりとりをします。住民票を異動していなくても就学できます。

### 公営住宅

県や市によってDV被害者のための優先枠があります(詳細は県、市町の住宅担当課へ)。

### 児童扶養手当

ひとり親家庭の子どもの福祉のために支給される手当です。DV被害者の場合、1年以上遺棄されているなどの条件で受給が認められるのですが、裁判所から保護命令が発令されていればすぐに申請できます。

#### 参照

【厚生労働省HP】児童扶養手当について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/100526-1.html>

### 法律扶助

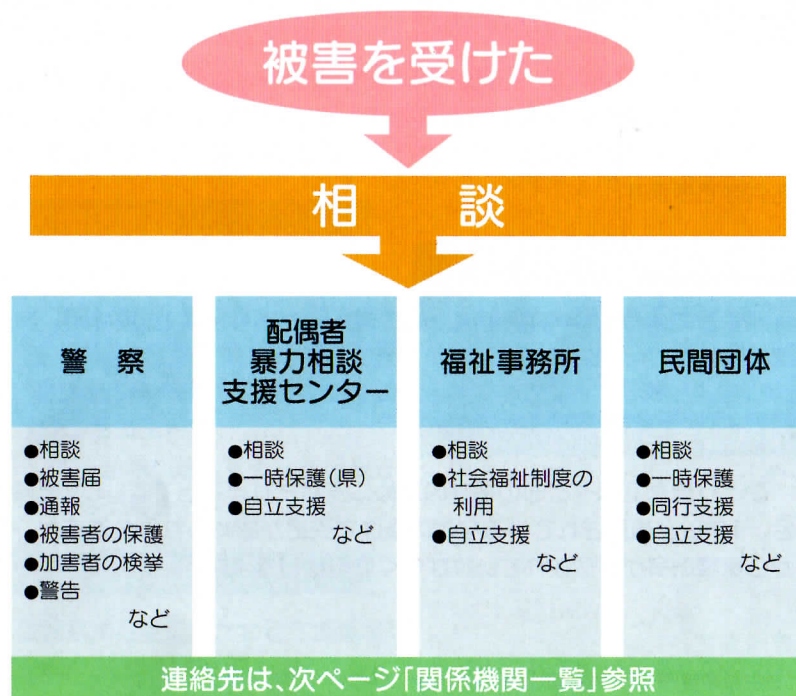
経済的に余裕がない人が権利を守るために法律的な援助を受けることができる制度です。DV被害者が離婚などで弁護士や司法書士の援助を受けたい時に利用できます。近くにある法テラスや法テラスと契約している弁護士事務所でも相談することができます(詳細は法テラスへ)。

#### 参照

【法テラスHP】

<http://www.houterasu.or.jp/>

## 相談の流れ



### 秘密を守りましょう

支援者は被害者のプライバシーに配慮することが大切です。情報が加害者に伝わり、被害者を危険に陥れることがあります。支援の過程で知った被害者のプライバシーは、支援が終わった後でも漏らさないようにしましょう。

## あなたの支援が必要です

被害者が地域の中で安全に生活するためには、支援者が必要です。DVは人権侵害です。暴力を許さない地域社会づくりを目指しましょう。

## 関係機関一覧

### 配偶者暴力相談支援センター

とちぎ男女共同参画センター相談ルーム・・・028-665-8720  
 宇都宮市配偶者暴力相談支援センター・・・028-635-7751  
 日光市配偶者暴力相談支援センター・・・0288-30-4140

### 県

県東健康福祉センター・・・0285-82-2139  
 県南健康福祉センター・・・0285-21-2294  
 県北健康福祉センター・・・0287-23-2172

### 市

宇都宮市女性相談所・・・028-636-5731  
 足利市福祉事務所・・・0284-20-2137  
 栃木市福祉事務所・・・0282-21-2513  
 佐野市福祉事務所・・・0283-20-3002  
 鹿沼市人権推進課・・・0289-63-8352  
 日光市福祉事務所・・・0288-21-5148  
 小山市福祉事務所・・・0285-22-9635  
 真岡市福祉事務所・・・0285-83-8131  
 大田原市福祉事務所・・・0287-23-8932  
 矢板市福祉事務所・・・0287-44-3600  
 那須塩原市福祉事務所・・・0287-62-7138  
 さくら市福祉事務所・・・028-681-1125  
 那須烏山市こども課・・・0287-88-7116  
 下野市福祉事務所・・・0285-52-1114

### 民間団体

認定NPO法人ウイメンズハウスとちぎ・・・028-621-9993  
 認定NPO法人サバイバルネット・ライフ・・・0285-24-5192

### 警察署

栃木県警察本部生活安全企画課・・・028-621-0110  
 宇都宮中央警察署生活安全課・・・028-623-0110  
 宇都宮東警察署生活安全課・・・028-662-0110  
 宇都宮南警察署生活安全課・・・028-653-0110  
 小山警察署生活安全課・・・0285-25-0110  
 足利警察署生活安全課・・・0284-43-0110  
 栃木警察署生活安全課・・・0282-25-0110  
 那須塩原警察署生活安全課・・・0287-67-0110  
 佐野警察署生活安全課・・・0283-24-0110  
 鹿沼警察署生活安全課・・・0289-62-0110  
 真岡警察署生活安全課・・・0285-84-0110  
 下野警察署生活安全課・・・0285-52-0110  
 大田原警察署生活安全課・・・0287-24-0110  
 今市警察署生活安全課・・・0288-23-0110  
 さくら警察署生活安全課・・・028-682-0110  
 矢板警察署生活安全課・・・0287-43-0110  
 日光警察署生活安全課・・・0288-53-0110  
 那須烏山警察署生活安全課・・・0287-82-0110  
 茂木警察署生活安全課・・・0285-63-0110  
 鹿沼警察署生活安全課・・・0287-92-0110